

特定非営利活動法人の設立の認証の取消しについて

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 43 条第 1 項の規定により、平成 27 年 2 月 23 日付けで次の 19 法人の設立の認証を取消しました。

1 取消理由

3 年以上にわたって事業報告書等の提出がないため

2 取消しとなった法人の概要

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
友づれワーク	虻田郡豊浦町字東雲町 1 6 番地	この法人は、共に生き共に栄えることを基本に、新たな癒しの農村地域づくりをめざして、住民参画型で在宅福祉サービスと地域活性化グループの支援に関する事業を行い、安心して生き生きと暮らすことができる社会の構築に寄与することを目的とします。
日本環境リメイク	上川郡東神楽町南 2 条西 1 丁目 5 番 1 号	この法人は、次世代に引き継ぐべき、地球の自然環境の保護、再生、特にその根幹をなす大気汚染、排気ガス問題等を中心に講演会、フォーラム、調査研究を通し、地球環境と人間の共存の在り方を、各地域の共鳴する仲間と共に学習し意識を高めあい、より一層の理解と協力を求める運動をすることを目的とする。
地域環境再生ネットワーク	室蘭市水元町 3 8 番 2-4 0 3 号	この法人は、地域環境保全のため、地域環境の調査・研究等を通して、地域住民・団体・企業への情報提供や教育活動等を行い、収益を地域環境研究の留学生の奨学金にあて、豊かな社会生活・環境形成に寄与することを目的とする。
函館テニス倶楽部	函館市杉並町 4 番 1 4 号	この法人は、テニス競技についての素地、教養を持つ指導者を求める市民や、将来を見据えた競技活動を目指すジュニア、また身体に障害を持つ人達などに対して、地域に根ざしたテニス競技の普及、指導、研究、人材育成に関する事業を行い、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。
社会福祉アドバイザージャンプ	沙流郡日高町富川東 1 丁目 6 番 1 2 号	この法人は、高齢者や知的障害者・心的、身体障害者及び、その介護に関わる家族や施設従事者を含む地域住民に対する社会福祉サポート活動事業を行ない、地域と社会福祉の増進及び青少年の社会教育の発展を図り、広く公益に貢献することを目的とする。
釧路在宅生活支援協会	釧路市益浦 4 丁目 2 3 番 1 0 号	この法人は、高齢者、身障者の方々を対象に、自立した社会生活を送るために必要な日常生活の支援に関する活動を行い、地域社会における福祉の増進に寄与することを目的とする。
地下空間創造研究会	札幌市中央区南 2 条東 2 丁目 1 番 1 エクセレントハウス東 3 0 3 号室	この法人は、広く一般市民に対して、快適な生活がおくれるよう、地下空間における生活文化に関する調査、研究、情報交換及び支援等の事業を行うことにより、まちづくり及び環境の保全に寄与することを目的とする。
岩見沢スポーツコミュニティクラブ	岩見沢市北 2 条西 1 1 丁目 2 番 1 号	この法人は、幼児から高齢者に対して、健康、スポーツに関する事業を行い、より豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

障がい者地域生活支援センター和・楽・部	滝川市本町4丁目6番12-607号ロジェ本町	この法人は、障害のある人たちが地域において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことが出来るよう支援することを目的とする。
愛の手	江別市大麻泉町5番地の2	この法人は、正しい理論に裏付けられた介護技術、状況に合わせた介護実践を適切に行う介護員などが介護を必要としている人に対して生活の不安を取り除き柔軟でより快適な介護生活を送っていく為の訪問介護事業や介護輸送事業を行うことにより、介護を必要としている人達の生活支援をはかりもって地域福祉活動の増進に寄与することを目的とする。
函館くらしネット	函館市北美原2丁目6番12号	この法人は、函館市周辺地域における不特定かつ多数の市民、中高年齢者、障害者、社会的弱者に対して、就業支援やデジタル技術の提供、子どもたちには日本の文化・伝統芸能を伝え、また、まちづくりでは動物を通じた心温まるコミュニケーションの場や、高齢化社会に対応した住居環境を提供するなど、幅広い活動によって地域住民の相互扶助精神を高め、安心・安全・元気なまちづくりに寄与することを目的とする。
港町かもめホールR・I・C	釧路市入舟4丁目1番1号	この法人は、釧路入船地区を起点にあらゆる人々が集い、地場産業と地域文化の再生と振興を目指し、釧路管内各地域間でコミュニティ、食と文化の伝承と創造、観光と、人づくり、環境保全等の連携、交流を進め、地域住民多数の利益の増進に寄与し、地域全体の活性化と各種情報発信拠点化をはかることを目的とする。
愛の里やすらぎ	岩内郡共和町国富313-2番地	この法人は、一般市民を対象として市民が楽しみながら農業に触れ・耕作し・学ぶことにより、農業・食への理解を深めること、親子参加の野外活動や農業体験事業を行い農風景を未来へ伝えていく事を目的としています。
はこだてフォトアーカイブス	函館市末広町18番3号マンション函館1001号室	この法人は、不特定多数の人々に対して、広く写真図書・資料を公開し、写真に関する研究事業を行い、写真文化の発展に寄与することにより不特定多数の人々の利益の増進を図ることを目的とする。
キロロ民族交流協会	札幌市東区伏古4条4丁目1番1号	この法人は、自然と人間との共生を基調に、歴史あるアイヌ文化の保存、伝承、発展を図るための環境づくりを主眼に置き、高齢化しているアイヌ文化伝承者の後継者や研究者を育成するため、伝統工芸、歌や踊り、口承文芸などの社会教育及び体験学習を通し、アイヌ文化の発展に寄与することを目的とする。
寒冷地国際交流促進協会	沙流郡日高町字富浜102 北海パークホテル内	当法人は、亜細亜における寒冷地間の相互交流を通じ、経済の活性化を目指すものである。
ユーディエイチ	札幌市豊平区月寒東2条17丁目4番5号	この法人は、まちづくりに関心のある人々に対して、ユニバーサルデザインに関する情報を発信することにより、誰もが快適に暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
国際情報健康推進支援協会	札幌市中央区北5条西15丁目1番50号ヴェルシティ北5条通1F	この法人は、医療福祉その他のヘルスケアサービスに従事しているもの、あるいは従事しようとするものに対して医療福祉関連のための研修及び研究を行い、実務能力向上の職業能力開発を図るとともに、高齢者や障害者への医療福祉、ヘルスケアサービスの増進とスポーツ振興を通じた社会参加の促進に寄与することを目的とする。

青少年健全育成の 会	石狩市親船東3条1丁目 124番地	この法人は、地域で暮らす青少年に対して、青少年育成に関する事業を行い、社会に貢献出来る人材育成に寄与することを目的とする。
---------------	----------------------	---

[参考～特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の関係条項]

第29条（事業報告書等の提出）

特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

第43条（設立の認証の取消し）第1項

所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないうとき又は3年以上にわたって第29条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。